



平成25年5月14日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 藤 澤 信 義
(コード番号 8 5 0 8)
(上場取引所 大阪証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先 取 締 役 黒 田 一 紀
電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/ 上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）

平成25年5月14日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」（URL:<http://www.jt-corp.co.jp/ir/index.php>）においてお知らせいたしましたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本ライツ・オファリング」といいます。）について、Q&A等に関する説明資料を作成いたしましたので、お知らせいたします。

本ライツ・オファリングの株主確定日（割当基準日）である平成25年5月30日付の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様及び株主確定日において当社普通株式をお持ちでない方（株主確定日付の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方）におかれましては、上記「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」も併せてご参照いただき、本ライツ・オファリングの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

I. 平成25年5月30日時点において当社株主の方（本新株予約権が無償で付与される方）

本ライツ・オフリングの株主確定日である平成25年5月30日付の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様につきましては、特に手続を経ることなく無償にて当社の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の割当てを受けることができます。割り当てられた本新株予約権につきましては、基本的に「権利行使して当社普通株式を取得する」又は「売却して売却代金を得る」の何れかの方法がございます。なお、行使期間満了日までに何れかの手続を実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、希薄化により生じる経済的な不利益の全部又は一部を被る可能性がありますので、ご注意ください。

II. 平成25年5月30日時点において当社普通株式をお持ちではなく、新たに本新株予約権の購入を検討されている方

本ライツ・オフリングの株主確定日である平成25年5月30日時点において、当社普通株式をお持ちではない一般の投資家の皆様につきましても、平成25年5月31日（金）以降、本新株予約権は大阪証券取引所へ上場される予定である（大阪証券取引所からの上場承認を前提とします。以下同じ。）ことから、当該取引所を通じて本新株予約権を購入後、本新株予約権を行使することで当社普通株式を取得することが可能となります。但し、本新株予約権の購入後、行使期間満了日までに、本新株予約権を行使するか又は売却するか何れかの手続を実施されない場合におきましては、I.と同様に本新株予約権は失権することとなり、当社普通株式を取得する機会を喪失することとなりますので、ご注意ください。

以下、本件で想定されるQ&Aを纏めております。当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様におかれましては、本Q&Aをご一読頂きまして、本新株予約権に係るご判断にお役立てください。

【Q&Aの目次】

1. ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて
2. 本新株予約権の割当てについて
3. 本新株予約権の行使について
4. 本新株予約権の売買について
5. 大量保有報告書の提出義務について
6. 税務上の取扱い等について

1. ライツ・オフアリングの基本的な仕組みについて

| | |
|---------|---|
| Q 1 - 1 | ライツ・オフアリングとは何か？ |
| A 1 - 1 | <p>ライツ・オフアリングとは、新株予約権を無償で株主に割り当て、新株予約権を行使していただくことにより、会社が資金調達をする手法の一つであります。</p> <p>本件では、当社普通株式 1 株に対して 1 個の本新株予約権が割り当てられ、行使期間内に行使価額が払い込まれた場合に、当社普通株式 1 株が交付されます。</p> <p>なお、本新株予約権の特徴としては、本新株予約権自体が大阪証券取引所に上場される点があげられます。これにより、本新株予約権の上場期間中、本新株予約権を市場で売買することが可能となります。</p> |

| | |
|---------|--|
| Q 1 - 2 | コミットメント型とノンコミットメント型の違いは何か？ |
| A 1 - 2 | <p>本件は、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するノンコミットメント型のライツ・オフアリングに該当します。</p> <p>これに対して、発行会社が権利行使期間満了後に行使されなかった新株予約権を一括して取得した後、特定の証券会社が発行会社から当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束し、取得した株式を市場等で売却するスキームがコミットメント型のライツ・オフアリングであり、海外ではコミットメント型が主流となっています。</p> |

| | |
|---------|---|
| Q 1 - 3 | 新株予約権とは何か？ |
| A 1 - 3 | <p>新株予約権とは、その権利を保有する者が、行使期間において予め定められた行使価額を払い込むことにより、発行会社から株式の交付を受けることができる権利のことをいいます。</p> |

| | |
|---------|--|
| Q 1 - 4 | 新株予約権の上場概要について教えて欲しい。 |
| A 1 - 4 | <p>本新株予約権の株主確定日である平成 25 年 5 月 30 日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には本新株予約権が無償で割り当てられます。また、株主確定日の翌営業日である同年 5 月 31 日（金）から本新株予約権は大阪証券取引所に上場される予定であり、上場後は同市場での取引が可能となります。なお、上場廃止日は同年 7 月 24 日（水）を予定しております。同市場における売買最終日は、上場廃止日の前営業日（同年 7 月 23 日（火））となりますが、売買の取次についての詳細は、株主及び投資家の皆様は証券口座をお持ちの証券会社（以下「取引先証券会社」といいます。）へお問い合わせください。</p> |

| | |
|---------|--|
| Q 1 - 5 | 株主に新株予約権が割り当てられた後の選択肢について教えて欲しい。 |
| A 1 - 5 | <p>株主の皆様には本新株予約権が割り当てられた場合、下記の何れかの選択が可能となります。なお、行使期間満了日までに何れかの手続を実施しない場合、本新株予約権は失権いたします。当該手続の詳細は下記「3. 本新株予約権の行使について」及び「4. 本新株予約権の売買について」をご参照ください。</p> <p>【選択肢】</p> <p>①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する場合 行使価額（1個（1株）当たり1,800円）を払い込むことにより、当社普通株式が交付されます。</p> <p>②本新株予約権を市場で売却して売却代金を得る場合 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料を差し引いた金額を得ることができます。但し、本新株予約権の売却に伴って、当社普通株式を取得する権利は失われます。</p> <p>なお、本新株予約権の行使、売却又は失権（消滅）の是非につきましては、各株主の皆様の投資判断によります。詳細については、平成25年5月14日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」及びEDINETより有価証券届出書（URL：http://info.edinet-fsa.go.jp/）をご参照のうえ、ご判断ください。</p> |
| Q 1 - 6 | 単元未満株式を保有する株主における、本ライツ・オファリングに関する注意点を教えて欲しい。 |
| A 1 - 6 | <p>本ライツ・オファリングでは、当社の単元未満株式（1単元である100株に満たない株式）に対しても、当社普通株式1株に対して1個の本新株予約権が割り当てられます。</p> <p>本新株予約権の行使は1個単位から可能であるため、単元未満株式に割り当てられた本新株予約権を行使した場合、当社普通株式を取得することはできますが、単元未満株式を取得することとなり、議決権など株式に係る権利の一部が制限されますので、ご留意ください。</p> <p>また、本新株予約権は大阪証券取引所に上場する予定となりますが、売買単位は100個となる予定となりますので、100個未満の本新株予約権を市場で売買することはできませんので、予めご了承ください（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません）。</p> |

| | |
|---------|---|
| Q 1 - 7 | 株式価値の希薄化について教えて欲しい。 |
| A 1 - 7 | 本新株予約権は株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該既存株主が保有する持分の希薄化は基本的に生じないものと考えております。また、本新株予約権は大阪証券取引所に上場がなされる予定であり、本新株予約権の行使を希望しない場合には、上場後に本新株予約権を市場で売却することが可能であることから、本新株予約権を行使しない場合でも持分の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補うことが出来ると考えております。 |

| | |
|---------|--|
| Q 1 - 8 | 株式累積投資や株式ミニ投資の取扱いについて教えて欲しい。 |
| A 1 - 8 | 株式累積投資及び株式ミニ投資の取扱いについては、各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|--|
| Q 1 - 9 | 外国居住者についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について教えて欲しい。 |
| A 1 - 9 | <p>当社は、本ライツ・オファリングについて、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もないため、外国居住者については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の割当て、行使及び売買について制約される可能性があります。特に、本新株予約権の募集は、米国証券法ルール 801 に基づく登録免除の対象となっておりますので、米国居住者が本新株予約権の割当てを受けた場合、その割り当てられた新株予約権の転売を、レギュレーション S に従う取引以外で行うことは、同ルールの規定により禁止されています。</p> <p>※レギュレーション S とは、米国証券法上の規則で「米国外での証券取引については米国の証券法上の登録義務から免除される」という内容となり、上記のレギュレーション S に従う取引とは、一般的に、米国から見てオフショア取引であり米国内での勧誘行為を伴わない取引を指します。例えば、日本の証券取引所における売却は一般的にレギュレーション S に従う取引であると言えます。</p> <p>よって、各外国居住者の皆様におかれましては、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。</p> |

| | |
|----------|---|
| Q 1 - 10 | 信用取引の処理（権利処理、現引禁止の扱い等）について教えて欲しい。 |
| A 1 - 10 | 信用取引に係る各種取扱いの詳細については、各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|----------|--|
| Q 1 - 11 | 本新株予約権の行使価額の設定理由について教えて欲しい。 |
| A 1 - 11 | 当社の平成 25 年 5 月 14 日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」の「6. 発行条件の合理性」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額を 1,800 円（本新株予約権の割当決議日前営業日の当社普通株式の終値の 42.9%）と設定しております。これは、当社の資金需要、本新株予約権の権利行使により発行される予定の株式数及び本新株予約権の行使の可能性等を総合的に勘案して決定されたものとなります。当社が当社普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1,800 円と考えているわけではない点にご留意ください。 |

| | |
|-------|--|
| Q1-12 | 本ライツ・オファリングによる当社普通株式の権利落ちの概要を教えて欲しい。 |
| A1-12 | 本ライツ・オファリングによって、平成 25 年 5 月 28 日（火）以降、当社普通株式の株価に権利落ちが反映されます。なお、ご参考までに、大阪証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は（権利付最終値＋新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1＋株式 1 株に対し割り当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）により計算することとされております。なお、権利付最終売買日は平成 25 年 5 月 27 日(月)となります。 |

| | |
|----------|--|
| Q 1 - 13 | 従来の株主割当増資や新株予約権の無償割当てと本ライツ・オファリングの違いについて教えて欲しい。 |
| A 1 - 13 | 本ライツ・オファリングにおいては、新株予約権が証券取引所において上場される点が、従来の（株式の）株主割当増資（会社法第 202 条第 1 項）や新株予約権の無償割当て（会社法第 277 条）と異なるものと当社は理解しております。即ち、株主割当増資の場合、株式を引き受ける権利の第三者にする譲渡は基本的に認められず、また、新株予約権の無償割当ての場合においても、新株予約権に譲渡制限が付されているケースはもちろんのこと、そのような譲渡制限がない場合であっても、新株予約権の証券取引所への上場がなければ株主が割り当てられた新株予約権を第三者に処分することは現実的には困難と言えます。従って、これらの方法による場合、株式を引き受ける権利又は新株予約権の割当てを受ける株主に対し、その |

| | |
|--|---|
| | <p>行使か失権（消滅）かの二択を事実上迫ることとなります。</p> <p>この点、本ライツ・オフアリングにおいては、本新株予約権は証券取引所において上場される予定であり、市場取引による売却の選択肢も株主に用意されるため、本新株予約権の行使を望まない株主は、本新株予約権を市場取引により売却し、その対価を得ることで、本ライツ・オフアリング（新株予約権の無償割当て）による持分の希薄化の影響を軽減できると考えております。</p> |
|--|---|

| | |
|----------|---|
| Q 1 - 14 | 大株主の本新株予約権の行使予定につき、教えて欲しい。 |
| A 1 - 14 | <p>当社は、当社の筆頭株主でもある当社代表取締役藤澤信義氏より、本新株予約権の権利行使等の予定について、概ね以下の説明を受けております。</p> <p>(1) 本ライツ・オフアリングにより、同氏が保有することとなる本新株予約権については、最大限行使する意向である。</p> <p>(2) 本新株予約権の株主確定日より前に当社普通株式を追加取得し、又は第三者から本新株予約権を追加で取得した上で、本新株予約権を行使する可能性もある。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に記載された本新株予約権の行使並びに当社普通株式及び本新株予約権の取得については、同氏の手持ち資金(約100億円)に加えて、その保有する当社普通株式又は本新株予約権の売却その他の処分によって得た資金全額を充当する予定である。</p> <p>(4) 但し、上記(3)に記載された、同氏の保有する当社普通株式又は本新株予約権の処分については、本日以降本ライツ・オフアリングの行使期間満了日までの当社普通株式及び本新株予約権の市場価格及びその見込みによっては、全部又は一部が行われない可能性がある。</p> <p>従って、藤澤信義氏の保有する当社普通株式及び本新株予約権の売却状況並びにそれらの見込みによっては、同氏に割当てられることとなる本新株予約権の一部が行使されない可能性があり、また逆に、本ライツ・オフアリング後に同氏が保有する株式の、当社の発行済株式数に対する割合が増加する可能性もあるなど、本日現在においては、同氏による本新株予約権の行使等については未定な事項が多く、流動的な状況にあります。</p> |

2. 本新株予約権の割当てについて

(平成 25 年 5 月 30 日 (木) 時点の株主に本新株予約権の割当てがなされます。)

| | |
|---------|---------------------------------|
| Q 2 - 1 | 新株予約権の割当て個数について教えて欲しい。 |
| A 2 - 1 | 普通株式 1 株につき 1 個の新株予約権が割り当てられます。 |

| | |
|---------|---|
| Q 2 - 2 | 本新株予約権の無償割当てを受けるためにはどのようにしたらよいのか教えて欲しい。 |
| A 2 - 2 | 本新株予約権の株主確定日は平成 25 年 5 月 30 日 (木) となります。同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様においては、特に手続を経ることなく、無償で本新株予約権の割当てを受けることができます。なお、権利付最終売買日は平成 25 年 5 月 27 日(月)となります。 |

| | |
|---------|---|
| Q 2 - 3 | 新株予約権証券の発行は行われるか教えて欲しい。また、権利はどのように把握できるのか教えて欲しい。 |
| A 2 - 3 | 本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。 また、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の各証券口座に、株主確定日の翌営業日である平成 25 年 5 月 31 日 (金) に本新株予約権の残高が記録されます。本新株予約権に係る権利の把握を希望される場合には、ご自身で各取引先証券会社へお問合せの上ご確認ください。 |

| | |
|---------|--|
| Q 2 - 4 | 本新株予約権の無償割当て後は、どのような書類が、いつどこに送付されてくるのか教えて欲しい。 |
| A 2 - 4 | 本新株予約権の株主確定日の約 3 週間後に、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様が各取引先証券会社に登録しております住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等を送付する予定となります。 なお、本新株予約権の売買につきましては、株主割当通知書等を受領する前の時点から可能であり、本新株予約権の上場日である平成 25 年 5 月 31 日 (金) からお取引が可能となります。本新株予約権のお取引を希望される場合には、ご自身で各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 2 - 5 | 自己株式と本新株予約権割当ての関係について教えて欲しい。 |
| A 2 - 5 | 会社法第 278 条 2 項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割り当てられません。 |

| | |
|---------|--|
| Q 2 - 6 | 新株予約権割当てに伴う公開買付け規制について教えて欲しい。 |
| A 2 - 6 | <p>本新株予約権の割当てを受ける行為は、新規に発行された有価証券を取得するものであるため、公開買付けにより行う必要はありません。しかし、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する、いわゆる急速な買付けについては、本新株予約権の割当てのような新規発行取得行為であっても算定の根拠に含まれるため、本新株予約権の割当てを受けることにより急速な買付けの要件を満たすことになる株主の皆様については、ご留意いただく必要があります。</p> <p>同号に基づき公開買付けが強制されるのは、① 3 か月以内に、② 総議決権数の 10% を超える数の株券等の取得を株券等の買付け等又は新規発行取得により行う場合であり、かつ、③ そのうち総議決権数の 5% を超える数が特定売買等又は市場外取引（公開買付けによるものを除く。）による株券等の買付等であり、④ 株券等の買付等又は新規発行取得の後における買付者の株券等所有割合が、その特別関係者（小規模所有者を除く。）の株券等所有割合を合算して 3 分の 1 を超える場合と規定されています。</p> <p>かかる規定によれば、本新株予約権の取得により、④ 株主及びその特別関係者（小規模所有者を除く。）の株券等所有割合が 3 分の 1 を超えることとなり、かつ、上記①、②及び③を充たす場合は、③の買付け行為につき公開買付けを行っていないという点で、本新株予約権の割当てを受ける行為が公開買付け規制に抵触する可能性があると理解しておりますので、ご注意ください。</p> <p>なお、上記の場合を除くほか、本新株予約権及び当社普通株式を市場の立会時間内取引で取得すること並びに取得した本新株予約権を行使することのみを行う場合には、公開買付けの方法によることを要しませんが、本新株予約権又は当社普通株式を市場外取引又は立会時間外取引で取得する場合には、公開買付けの方法による必要がある場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>以上の詳細につきましては、各株主の皆様ご自身にて個別に弁護士等にお問い合わせください。</p> <p>なお、本新株予約権を取得する場合の公開買付け規制につきましては、下記 Q 4 - 11 をご参照ください。</p> |

3. 本新株予約権の行使について

(平成 25 年 7 月 5 日 (金) ~平成 25 年 7 月 29 日 (月) の期間にて受け付けております。)

| | |
|---------|---|
| Q 3 - 1 | 本新株予約権の行使手続について教えて欲しい。 |
| A 3 - 1 | <p>本新株予約権を行使する場合、証券会社によって手続が異なる可能性がありますので、まずはご自身で各取引先証券会社にお問い合わせください。証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合があります。</p> <p>以下は書面（振替新株予約権行使請求取次依頼書）で行使請求を受け付けている証券会社における一般的な手続となりますので、ご参照ください。</p> <p>(1) 振替新株予約権行使請求取次依頼書の提出について 振替新株予約権行使請求取次依頼書については以下の方法にて入手が可能となります。</p> <p>① 当社のホームページからのダウンロードによる入手 (URL:http://www.jt-corp.co.jp/ir/index.php)</p> <p>② 取引先証券会社へのお問合せによる入手。</p> <p>なお、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対しては、上記Q 2 - 4 記載の本新株予約権に係る株主割当通知等に振替新株予約権行使請求取次依頼書を同封いたします。但し、証券会社によって振替新株予約権行使請求取次依頼書がご使用いただけない場合がありますので、ご自身で取引先証券会社へお問い合わせください。</p> <p>次に、振替新株予約権行使請求取次依頼書に必要記載事項を記入し、各取引先証券会社のお届印をご捺印のうえ、新株予約権が記録されているご自身の取引先証券会社に対してご提出ください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）では、直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p> <p>(2) 行使価額のお支払について 取引先証券会社に、権利行使を希望される本新株予約権の行使価額及び行使に係る証券会社宛支払の手数料（証券会社によって異なりますので、各取引先証券会社にお問い合わせください。）をお振り込みください。例えば、本新株予約権を 10 個保有している方につきましては、下記で計算される金額をお振込みいただくこととなります。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>1,800円（本新株予約権1個あたりの行使価額）×10個（行使を希望する本新株予約権の個数）＋行使に関して証券会社に支払う手数料</p> <p>但し、証券会社によって、行使に関して証券会社に支払う手数料、行使価額の支払い方法等が異なる場合がありますので、詳細につきましては、各取引先証券会社へお問い合わせください。</p> |
|--|--|

| | |
|------|---|
| Q3-2 | 本新株予約権1個につき何株の普通株式が取得できるか教えて欲しい。 |
| A3-2 | <p>本新株予約権1個につき目的となる当社普通株式の数は1株となっております。なお、本新株予約権の行使は、1個単位から可能となります。</p> <p>但し、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100個未満の本新株予約権について行使された場合は、その行使の目的となる株式の数も100株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご注意ください。</p> |

| | |
|------|--|
| Q3-3 | 保有する複数の本新株予約権のうちの一部（例えば1,000個のうち500個）の権利行使は可能かどうか教えて欲しい。 |
| A3-3 | <p>本新株予約権の行使は1個単位から可能となっておりますので、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを1個単位で行使することは可能となります。従いまして、例えば、1,000個の本新株予約権を保有する株主が、そのうち500個のみを行使し、残りの500個を市場で売却することなども可能となります。</p> <p>なお、本新株予約権の発行要項第5項(6)において、「各本新株予約権の一部行使はできない」旨規定されておりますが、ここでいう「一部行使」とは、1個の本新株予約権の一部（例えば0.5個の本新株予約権）のみを行使することができない旨を定めるものであり、先述のように1,000個のうち500個の行使等を禁止する趣旨ではありません。</p> |

| | |
|------|--|
| Q3-4 | 本新株予約権の権利行使可能期間について教えて欲しい。 |
| A3-4 | <p>本新株予約権の会社法上の行使期間は、平成25年7月5日（金）から同年7月30日（火）までとなります（証券会社にて権利行使の取次業務を行うことによる実務上の制約から、実際には同年7月29日（月）までとなりますのでご注意ください。）。但し、証券会社にて行使取次の受付可能期間が異なる可能性がありますので、ご自身で各取引先証券会社にお問い合わせください。</p> <p>原則として、平成25年7月29日（月）の営業時間内に、振替新株予約権行使請求取次依頼書が証券会社に到着し（証券会社によっては、行使請求</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がありますのでご自身にてご確認ください。）、受理がなされ、かつ、証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが要されますのでご注意ください。また、証券会社によって行使請求の受付期間が更に短縮化されている場合がありますので、行使請求受付期間につきましては、必ず各取引先証券会社へお問い合わせください。</p> |
|--|---|

| | |
|---------|--|
| Q 3 - 5 | 新株予約権の行使価額の払込み（支払い）方法について教えて欲しい。 |
| A 3 - 5 | 各取引先証券会社に直接お支払いいただくこととなります（A 3 - 1（2）を併せてご参照ください。）。証券会社によって行使価額の支払方法が異なる場合がありますので、具体的な支払方法につきましては、各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 3 - 6 | 株式発行（取得）のタイミングについて教えて欲しい。 |
| A 3 - 6 | 原則として、取扱いの証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受け付けている場合がありますのでご自身にてご確認ください。）及び行使価額の払込みの完了が確認できた日から4営業日目（当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から3営業日目）に、本新株予約権を行使した株主又は投資家の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となります。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ず各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 3 - 7 | 本新株予約権の行使により生じる費用について教えて欲しい。 |
| A 3 - 7 | 本新株予約権の行使に関して発生する費用は証券会社によって異なる場合がありますので、各取引先証券会社にお問い合わせください。 |

4. 本新株予約権の売買について

(平成 25 年 5 月 31 日 (金) ~平成 25 年 7 月 23 日 (火) の期間にて受け付けておりま
す。)

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 1 | 本新株予約権の譲渡方法について教えて欲しい。 |
| A 4 - 1 | 本新株予約権は、市場取引等を通じて譲渡することが可能となります。 但し、外国居住者につきましては、適用のある法令上、本新株予約権の割 当て、行使及び売買について制約がある場合がありますので、外国居住者 の皆様によるお取引又は国内居住者へ相対取引にて譲渡する場合において は、それぞれに適用される法令の弁護士等にお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 4 - 2 | 本新株予約権を市場で売買する手続について教えて欲しい。 |
| A 4 - 2 | 本新株予約権の市場での売買は、取引先証券会社を通じて可能となります。 売買の手続や売買請求の受付最終日等につきましては、各取引先証券会社 へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 4 - 3 | 本新株予約権の売買可能期間について教えて欲しい。 |
| A 4 - 3 | 本新株予約権につきましては、平成 25 年 5 月 31 日 (金) から大阪証券取 引所にて上場を予定しており、売買が可能となります。なお、本新株予約 権の上場廃止日につきましては、平成 25 年 7 月 24 日 (水) となる予定と なりますが、具体的には、後日大阪証券取引所から正式な日程の発表がな され、当社でもプレスリリースにて公表をする予定となりますので、改め て当該プレスリリースをご確認ください。 売買最終日は上場廃止日の前営業日 (平成 25 年 7 月 23 日 (火) 予定) と なりますが、証券会社によっては受付期間及び手続等が異なる場合があり ますので、遅くとも当該売買最終日の 3 営業日程度前までには、取引先証 券会社までお問い合わせいただくことを当社としては推奨いたします。 なお、平成 25 年 7 月 16 日 (火) 付にて大阪証券取引所と東京証券取引所 の現物市場の統合に伴い、当社普通株式は東京証券取引所の市場第二部へ 上場する予定となります。それに伴い、本新株予約権も東京証券取引所へ 上場がなされる予定となります。 |

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 4 | 本新株予約権の市場売買単位について教えて欲しい。 |
| A 4 - 4 | 本新株予約権の売買単位は 100 個単位となりますので、100 個未満の本新 株予約権を市場で売買することはできません (なお、市場外での売買につ いては売買単位による制約はありません。) |

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 5 | 単元未満株式に割り当てられた本新株予約権を行使した結果交付される株式の売買方法について教えて欲しい。 |
| A 4 - 5 | 当社普通株式の売買単位は 100 株であるため、100 株未満の当社普通株式を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制約はありません。）。 |

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 6 | 単元未満株式の処分方法について教えて欲しい。 |
| A 4 - 6 | 単元未満株式を有している株主の皆様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100 株に満たない株式を当社にて買い取る）又は売渡し（株主が当社から株式を取得して保有株式を 1 単元である 100 株にする）を請求することが可能となります。当該制度の利用につきましては、各取引先証券会社までお問い合わせください。 |

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 7 | 本新株予約権を市場で売買した場合の手数料について教えて欲しい。 |
| A 4 - 7 | 本新株予約権を市場で売買する場合、証券会社への売買手数料が生じます。具体的な手数料の金額については、各取引先証券会社にお問い合わせください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 4 - 8 | 売却代金の入金がどのように行われるか教えて欲しい。 |
| A 4 - 8 | 基本的に、売却日から 3 営業日後に証券口座に払い込まれます。但し、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|--|
| Q 4 - 9 | 本新株予約権を市場で取得した後、行使までの手続について教えて欲しい。 |
| A 4 - 9 | 市場で取得した本新株予約権は約定日から 3 営業日後にお受け渡しとなります。 かかる本新株予約権の行使に関する手続は、上記「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|----------|--|
| Q 4 - 10 | 本新株予約権の取得の取次を受け付けている証券会社について教えて欲しい。 |
| A 4 - 10 | 本新株予約権の取得の取次を行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させていただく予定ですが、本ライツ・オファリングに関する当社のフィナンシャル・アドバイザーであるエイチ・エス証券株式会社（東京都新宿区西新宿 6 丁目 8 番 1 号 住友不動産新宿オークタワー 27 |

| | |
|--|---|
| | <p>階。金融商品取引業者、関東財務局長（金商）第 35 号）では、本新株予約権の取得の取次を受け付けております。</p> <p>※なお、本新株予約権の取得の取次に関する同社の業務の内容及びその詳細については、同社のホームページに記載されております。同社が提供するサービスの内容等については同ホームページをご確認いただき、同社に対して直接お問い合わせいただきますよう、お願いいたします。</p> |
|--|---|

| | |
|--------|--|
| Q 4-11 | 本新株予約権の取得に伴う公開買付け規制について教えて欲しい。 |
| A 4-11 | <p>本新株予約権につきましては、大阪証券取引所の市場を通さずに相対にて、又は当該市場の立会時間外取引にて取得していただくことも可能であるとの理解となります。但し、当該方法により取得する場合には、取得の期間、取得の相手方の人数、取得する本新株予約権の個数によっては、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項各号の何れかに該当し、公開買付けの必要となる可能性もありますので、ご注意ください。詳細につきましては、ご自身にて個別に弁護士等にお問い合わせください。</p> |

5. 大量保有報告書の提出義務について

| | |
|---------|---|
| Q 5 - 1 | 本新株予約権の売買時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。 |
| A 5 - 1 | <p>現行の法制度に基づきますと、株券等の保有者の株券等保有割合が5%を超える場合には、大量保有報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の23）が発生し、また、大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合には、変更報告書の提出義務（金融商品取引法第27条の25）が発生する可能性があるかと理解しております。なお、株券等保有割合につきましては、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p style="text-align: center;">株券等保有割合 = A / B</p> <p style="text-align: center;">A = 保有株式数(保有者+共同保有者) + 潜在株式数(保有者+共同保有者)</p> <p style="text-align: center;">B = 発行済株式総数 + 潜在株式数(保有者+共同保有者)</p> <p>※ 「発行済株式総数」は平成25年5月13日時点で63,225,412株となります。</p> <p>なお、本件新株予約権の行使の日々の状況を反映した「発行済株式総数」については、本新株予約権の行使期間中である平成25年7月5日（金）より平成25年7月30日（火）までの間、随時当社のホームページにて公表することを予定しております。また、最終的な本件新株予約権の行使の結果を反映した「発行済株式総数」については、平成25年8月6日（火）午後5時をもって発表することを予定しております。</p> <p>「潜在株式数」とは提出者及びその共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。</p> <p>なお、上記の計算式は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性があります。株券等保有割合の計算及び大量保有報告書又は変更報告書の提出義務の存否に係る判断については、ご自身の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p> |
| Q 5 - 2 | 本新株予約権の割当て時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。 |
| A 5 - 2 | 現行の法制度に基づきますと、本新株予約権の割当てを受けた時点で、各株主の潜在株式数が増加する一方、分母となる発行済株式総数は本新株予約権の行使がない限り増加しないため、当該時点において各株主の株券等 |

| | |
|--|--|
| | <p>保有割合が増加することになります。</p> <p>よって、本新株予約権の割当てによって、各株主において大量保有報告書又は変更報告書の提出が必要となる場合があるものと理解しております。</p> <p>大量保有報告書又は変更報告書の提出義務の存否については、各株主の皆様方の責任において、弁護士等に相談の上判断していただきますよう、お願いいたします。</p> |
|--|--|

| | |
|---------|--|
| Q 5 - 3 | 本新株予約権の行使期間中における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。 |
| A 5 - 3 | 本新株予約権の行使期間中、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が徐々に増加していくことに伴い、本新株予約権を行使しない株主及び本新株予約権者の株券等保有割合は徐々に減少していきませんが、現行の法制度に基づきますと、当該株主及び本新株予約権者の皆様が自ら新株予約権を行使した場合や本新株予約権の売買を行った場合を除き、変更報告書の提出は不要であると理解しております。 |

| | |
|---------|---|
| Q 5 - 4 | 本新株予約権の行使時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。 |
| A 5 - 4 | 本新株予約権が行使された場合、各株主が保有する株券等の内訳の変更が生じ、当該内訳の変更が発行済株式総数等の1%以上の変更である場合には、大量保有報告書の変更報告書を提出する必要があると理解しております。また、大量保有報告書の変更報告書の提出を行う場合には、その他の情報についても更新が必要となるところ、上記A-5に記載のとおり、他の本新株予約権者による本新株予約権の行使により、当社の発行済株式及び議決権が徐々に増加していくことに伴い、変更報告書提出者の株券等保有割合に変化が生じることが想定されます。当社は、本新株予約権の行使期間中、随時発行済株式総数を公表することを予定しておりますので、変更報告書には、当社が直前に公表する発行済株式総数に基づいて算出した株券等保有割合を記載すべきものと理解しております。 |

| | |
|---------|---|
| Q 5 - 5 | 本新株予約権の行使期間満了時における大量保有報告書の提出義務について教えて欲しい。 |
| A 5 - 5 | 現行の法制度に基づきますと、未行使の新株予約権は、行使期間の満了に伴い消滅するものとされていることから、本新株予約権の行使期間の満了時において未行使の新株予約権を保有する株主及び本新株予約権者の皆様につきましては、行使期間の満了時に株券等保有割合が減少し、変更報告書の提出が必要となる場合があると理解しております。 |

6. 税務上の取扱い等について教えてください。

本項目において記載する本新株予約権に係る税務上の取扱い等について、当社の認識は以下のとおりとなります。但し、以下に記載された当社の認識が税務当局の考えと同じであることを保証するものではなく、本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、自らの税理士等の専門家及び取引先証券会社にご確認頂きますようお願いいたします。また、外国居住者につきましては、適用のある法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がありますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用のある法令の弁護士、税理士、取引先証券会社等にお問い合わせください。

| | |
|---------|---|
| Q 6 - 1 | 本新株予約権の入庫口座について教えて欲しい。 |
| A 6 - 1 | 株主の皆様が保有している当社普通株式が記録されている振替口座簿が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの振替口座簿に記録されることとなると理解しております。但し、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身の各取引先証券会社へお問い合わせください。 |

| | |
|---------|--|
| Q 6 - 2 | 本新株予約権の譲渡にかかる税金について教えて欲しい。 |
| A 6 - 2 | <p>当社は、無償割当てによる本新株予約権の取得は原則、簿価は0円であり、譲渡価格の全額が課税対象となると理解しております。本新株予約権の市場での売却が金融商品取引業者への売り委託等によって行われる場合、譲渡益に対する税率は税法の特例（平成 23 年税制改正）により 10%（所得税 7%、住民税 3%）になると理解しております。</p> <p>また、軽減税率の規定は、特定口座及び一般口座の双方に対して適用されると理解しております。お取引の際には、税理士等の専門家又は取引先証券会社にお問い合わせください。</p> <p>さらに、上記の軽減税率に加えて、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が課税されることとなります。</p> |

| | |
|---------|--|
| Q 6 - 3 | 本新株予約権が一般口座に入った場合における確定申告は必要かどうか教えてください。 |
| A 6 - 3 | 当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。 |

| | |
|---------|---|
| Q 6 - 4 | 本新株予約権を行使して取得した株式の簿価について教えて欲しい。 |
| A 6 - 4 | 当社は、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式 1 株当たりの簿価は行使価額となると理解しております。 |

